

# 中小企業関連 令和5年度税制改正のポイント

令和4年12月23日、令和5年度税制改正大綱が閣議決定されました。そこで本稿では、中小企業関連税制改正のポイントをご紹介します。詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。



経済産業省HP

## 1. 中小企業の設備投資や賃上げに向けた事業環境の整備

### (1) 中小企業経営強化税制(2年間延長)

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却又は税額控除(10%(資本金3000万円超は7%))のいずれかの適用を認める措置。

### (2) 中小企業投資促進税制(2年間延長)

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合、特別償却(30%)又は税額控除(7%。資本金3,000万円以下の中小企業者等に限り。)のいずれかの適用を認める措置。

### (3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置(創設)

雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合に、最大5年間、固定資産税を2/3軽減。賃上げの表明を行わない場合は3年間1/2軽減。

### (4) 外形標準課税のあり方

賃金への課税である外形標準課税における今後の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

## 2. 中小企業の経営基盤強化・研究開発支援等／地域経済を牽引する企業の成長促進

### (1) 中小企業軽減税率(2年間延長)

所得の800万円まで法人税の税率を15%に軽減(法人税法において19%に軽減、さらに租特法で15%に軽減)。

### (2) 中小企業技術基盤強化税制(拡充・3年間延長)

中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、試験研究費の増加割合に応じて、控除率(12～17%)・控除上限(10%)を上乗せする措置を延長するとともに、売上高に占める試験研究費の割合に応じた控除上限の上乗せ(10%)する措置についても延長する。さらに、対象となるサービス開発の定義を拡大。売上が2%以上減少しているにも関わらず試験研究費を増加させる場合の控除上限の上乗せは廃止。

### (3) 中小企業防災・減災投資促進税制(拡充・2年間延長)

認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、自然災害に備える中小企業の防災・減災設備投資に特別償却(18%。令和7年4月1日以降取得は16%。)を認める措置。対象設備に耐震装置を追加(以下の通り)。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

### (4) 地域未来投資促進税制(拡充・2年間延長)

地域活性化に貢献する先進的な事業について、建物・機械等を新設・増設した場合、特別償却又は税額控除を適用。3億円以上の特に高い付加価値を創出し、地域の事業者との取引や新たな雇用の創出等を通じて、より一層地域経済に波及効果を及ぼす事業には、特別償却率・税額控除率を引き上げ。

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%